

創業するなら昭島で

～昭島市夢実現創業応援プロジェクト～

昭島市では、市内で創業をする方を応援する「昭島市創業支援事業計画」を策定し、経済産業省・総務省より認定を受けました。

これから、連携機関と一緒に「昭島市夢実現創業応援プロジェクト」を通し**特定創業支援**を行っていきます。

昭島市で創業を目指す方、創業して間もない方、ぜひ活用ください！

特定創業支援事業って何ですか？



創業される方に対する継続的な支援のことで、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の事業経営に必要な4種の知識を習得することを目的にした創業支援です。
セミナー・創業塾・個別相談などを行います。



特定創業支援事業を受けるとどうなるのですか？



特定創業支援事業を受けて証明書を取得すると、次のようなメリットがあります。



特定創業支援事業証明書 取得後のメリット

登録免許税の軽減

- 創業者の方が会社を設立する場合又は、創業した日以後5年を経過しない個人が会社を設立する場合、登記にかかる登録免許税が半額になります。
- 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%→0.35% (最低税額15万円→7.5万円)
- 合名会社又は合資会社は、1件につき6万円→3万円

信用保証枠拡大

- 信用保証協会による無担保、第三者保証なしの創業関連保証の利用枠が拡充されます。
- 1,000万円→1,500万円

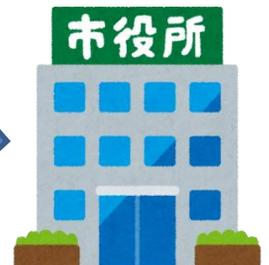
保証協会早期申込

- 6ヶ月前から具体的な計画があれば、創業関連保証申込可能

①特定創業支援事業を受ける

夢実現応援プロジェクト内で行っているセミナー・創業塾・個別相談会の中で、4項目を1ヶ月以上かけて受けてください。

②市役所に 証明書を申請



③証明書の 発行を受ける

④特定創業支援事業を受けた創業者になる

メリットを活用しながら、創業実現に向けてダッシュ！



創業者



創業者

～詳しくは、昭島市役所 市民部 産業活性課までお問合せください～

電話番号：042-544-5111 メール：sangyokasseika@city.akishima.lg.jp